

リチウムイオン電池等の製造・販売事業者等と連携した回収体制構築 実証事業 公募要領

令和 8 年 6 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

1. 趣旨

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加し、リチウムイオン電池そのもの及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、収集運搬車両や廃棄物処理施設への被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、環境省は令和 7 年 4 月 15 日付の「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（環循適発第 2504151 号）において、全ての市町村が家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等の安全な処理体制を構築していく必要があること、また、住民にとって利便性の高い分別収集を行うこと等を示しました。

さらに、同通知を踏まえ、分別収集体制の構築を検討するため、「リチウムイオン電池等の適正処理のための体制構築に係る検討業務」（以下「本業務」という。）を実施し、本業務の中で行う実証事業の 1 つとして、「リチウムイオン電池等の製造・販売事業者等と連携した回収体制構築実証事業」（以下「本実証事業」という。）を行います。

本実証事業では、令和 8 年 4 月 1 日に施行された資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）も踏まえ、製造・販売事業者等と市町村が連携した回収体制を構築することで、住民にとって利便性の高いリチウムイオン電池等の回収方法を検討します。つきましては、本実証事業を実施する主体を公募します。

2. 概要

(1) 応募主体の要件

本実証事業の応募主体は、市町村（複数市町村も可）又は一部事務組合（以下「市町村」という。）とします。

応募に当たっては、リチウムイオン電池等の回収に関してリチウムイオン電池等の 1 事業者・販売事業者（以下「製造・販売事業者等」という。）と連携した体制を構築するため、応募前に製造・販売事業者等と事前調整を行っていることを要件とします。また、応募時には製造・販売事業者等との連携内容（役割分担、協力事項等）が整理されていることを前提とします。なお、応募に先立ち、上記の要件（事前調整及び連携内容の整理）を満たすことが困難な場合には、環境省の請負先である事務局（株式会社三菱総合研究所）（以下「事務局」という。）との事前相談を通じて、事務局から応募主体に対し、製造・販売事業者等をご紹介することも可能ですので、詳細は 3. (4) 事前相談を参照ください。また、連携に向けて調整・協議を行っている製造・販売事業者等は、本実証事業に関するデータ提供、周知・広報、効果検証等に協力するものとし、応募に当たっては、連携する製造・販売事業者等の担当者の連絡先も記載するものとします。

なお、本実証事業の実施に当たっては、実証事業運営等の専門的支援を行う外部事業者（以下「外部事業者」という。）を活用して実施するものとします。市町村は当該外部事業者と委託契約を締結し、本実証事業を実施してください。外部事業者は、本実証事業の予算管理や実証事業運営に必要な費用の支払い等を担い、当該費用については、原則として事業期間終了後、市町村における検収結果に基づき、事務局から外部事業者に対して費用の総額が支払われます。（詳細は 2. (3) もご覧ください）

外部事業者については、当該事業者と事前調整を行った上で、想定する委託内容、委託費（概算でも可）等を、応募時点で可能な範囲で応募様式に記載してください。市町村において外部事業者の確保が困難な場合は、事務局から外部事業者を紹介することが可能で

¹ 例えば、モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池を使用している製品の製造事業者やそれらを販売している事業者等を指す。

すので、詳細は3. (4) 事前相談を参照ください。

また、応募時点で整理された内容を踏まえ、選定後、実証事業開始までに、製造・販売事業者等及び外部事業者との連携体制を具体化し、確定するものとします。なお、やむを得ない理由により実証事業開始までに連携体制の確定が困難な場合には、その対応について事務局及び環境省と協議するものとします。

(2) 本実証事業の対象及び実施要件

本実証事業の対象は、市町村が製造・販売事業者等と連携してリチウムイオン電池等の回収体制を構築する事業とし、その実施要件は以下の①～③とします（具体的な内容は下表参照）。

・本実証事業の対象

<p>市町村と製造・販売事業者等が連携した回収体制構築</p>	<p>市町村の施設や製造・販売事業者等の拠点等を活用し、住民にとって利便性が高いリチウムイオン電池等の回収体制を構築する事業とする。なお、回収したリチウムイオン電池等について、適正処理が行われることを前提とする。</p> <p>また、応募に当たっては、市町村が製造・販売事業者等との連携を行うこととし、当該事業者の自社製品又は取扱製品に限定しない回収を行うことを期待する。</p> <p>回収方法については、常設での回収拠点設置又は定期的な回収機会の設定による回収実施を行うこととする。</p>
--	---

・実施要件

<p>①回収方法・処理状況の把握</p>	<p>リチウムイオン電池等の回収方法の把握及び排出量の推計等（既存データの活用を含む）を実施すること。また、回収したリチウムイオン電池等の処理方法や費用についても情報を整理すること。</p>
<p>②連携回収実施に当たっての課題整理・方策検討</p>	<p>従来の回収方法と比較し、製造・販売事業者等と連携した回収体制を構築することで得られた効果について、下記の項目でデータ等取得及び評価・分析を行い、回収体制構築による有効性や課題を検証すること。また、回収実施に当たっては、住民の適切な分別による排出への協力を促すため、回収方法に関する効果的な周知方法を検討すること。</p> <p>【分析及び効果検証を実施する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ リチウムイオン電池等の回収量 ➤ 費用・運用負担（費用効率性の観点を含む） ➤ 住民の回収拠点の利用状況 ➤ 住民の利便性に関する満足度 ➤ 回収方法の安全性 ➤ 回収したリチウムイオン電池等の処理方法・再資源化ルート <p>本実証事業で得られた結果を踏まえ、費用・運用面における課題を整理し、より効果的・効率的に回収を実施するための方策案を提示すること。その際、費用面については、回収ボックス等の設置・管理費用、輸送費用、処理費用等に係る負担について、市町村、製造・販売事業者等、処理事業者等の関係者間での負担の在り方を整理し、本実証事業終了後も継続的に実施可能なモデルを提示すること。また、方策案については、他市町村への横展開を見据えた考察を含めること。</p>
<p>③リチウムイオン電池等の発火事故防止のための安全対策の整理</p>	<p>製造・販売事業者等と回収体制を構築するに当たり、絶縁処理の適正化等、発火事故防止のための安全対策を講じるとともに、本実証事業を通じて実施すべきと考えられる安全対策の内容を一覧化すること。</p>

※効果検証に当たっては、従来の回収方法又は導入前の状況を基準とした比較が可能となるよう、測定方法及び比較方法を適切に設定してください。

(3) 本実証事業の予算

本実証事業の予算は、1件当たり原則として800万円（税抜）を上限とします。ただし、実証事業内容等を踏まえ、選定後に環境省及び事務局との協議により金額を調整する場合があります。

対象経費は、本実証事業の実施に係る委託費（外部事業者への委託も含む）、広報費、消耗品費、旅費、謝金、人件費等の全部又は一部とします。外部事業者への委託費も含めて、予算上限範囲内としてください。なお、常勤職員等に係る人件費は対象外とします。応募時には、経費内訳書の備考欄において、費目、単価、数量、工数、対象期間及び算定根拠を可能な限り具体的に記載してください。

また、5万円（消費税込み）を超える備品等の導入については本実証事業において専用で使用するものとし、原則として個別の確認が必要となります。購入を希望する場合は選定後、発注前に市町村から事務局へ個別にご相談ください。

本実証事業に係る費用（予算）については、本実証事業が環境省の委託事業として実施されることを踏まえ、選定された市町村における検収結果に基づき、事務局が予算から支出します。

<予算の使用方法>

本実証事業における契約関係及び費用の流れは以下のとおりです。

- ・本実証事業の実施に当たっての体制として、事務局は、市町村及び製造・販売事業者等との合意形成や実証事業運営等に係る専門的支援について、外部事業者に委託します。市町村は当該外部事業者と委託契約を締結し、本実証事業を実施してください。
- ・外部事業者に係る費用については、原則として事業終了後、市町村における検収結果に基づき、事務局から当該外部事業者に対して支出されます。

(4) 選定件数及び実施体制

本実証事業では、6件程度を選定します。本実証事業は、環境省が実施主体となり、選定された市町村は、事務局、製造・販売事業者等及び外部事業者と連携して実施します。

事務局は、定例打合せ（月1回程度）、現地確認（期間中1回程度）、情報共有会等を通じて伴走支援を行います。選定された市町村は、進捗管理及び成果整理に必要な資料提出、ヒアリング対応、成果報告等に協力するものとします。なお、令和8年度末（2月末ごろを予定）には、本実証事業の成果共有を目的とした情報共有会（仮称）を予定しております。選定された市町村及び外部事業者は、当該情報共有会へ参加し、事例発表を行うものとします。

(5) 本実証事業の実施期間

原則として、本実証事業の市町村の選定（令和8年8月上旬頃予定）後から令和9年1月29日までとし、この実施期間内に2.(6)に示す成果物等を提出することとします。ただし、事業内容や進捗状況に応じて期間の調整を行う場合があります。効果検証を行うことを踏まえ、回収体制の運用を少なくとも2～3か月程度の期間において実施してください。

(6) 成果物等

本実証事業の成果物は、実証期間中に取得したデータ及びその評価・分析を通じて回収方法の検証結果を整理したものとします。（例：実証結果の整理、課題・改善方策の整理、評価・分析結果等）。選定された市町村は、実証事業終了時に、少なくとも次の内容を含む成果物を提出してください。なお、成果物は事務局の指定様式にて報告書として取りまとめることとします。また、本成果物は環境省から公開されることを前提とします。

- ・本実証事業の概要、実施体制及びスケジュール（実証事業の目的・解決すべき課題、実証事業の実施内容の全体像等を含む）
- ・効果検証結果（回収体制構築に要した費目・費用、リチウムイオン電池等の回収量、住民の回収拠点利用状況、住民の利便性に関する満足度（アンケート調査等による把握を含む）等に加え、分析及び効果検証を実施する項目に係る結果について、実証事業開始前との比較・考察等を含む）
- ・連携回収実施に当たっての課題・方策を整理したもの（回収体制構築までの時系列手順、回収に当たっての実施事項、住民の適切な分別による排出への協力を促すため、回収方法に関する効果的な周知方法及びその実施内容並びに効果、費用面・管理運用面での課題抽出とよ

り効果的・効率的に回収を実施するための方策案(継続的に実施可能なモデルの構築を含む)の提示等を含む)

- ・リチウムイオン電池等の発火事故防止のための安全対策を整理したもの(発火事故リスクを念頭に実施すべきと考えられる安全対策の一覧等を含む)
- ・他市町村への横展開に向けた課題と提案事項(実証事業成果を踏まえ、他市町村に横展開する際の課題の整理、課題を克服するための方策案等を含む)

3. 応募方法等

(1) 応募書類

本実証事業への応募に当たっては、事業申請書(様式1-1)、事業計画書(様式1-2)及び経費内訳書(様式1-3)、製造・販売事業者等及び外部事業者の情報(様式1-4)を、3.(5)に記載の事務局まで提出してください。

(2) 応募期間

令和8年6月12日(金)10:00から令和8年7月22日(水)17:00まで

※応募書類一式の電子媒体1部をメールで送付してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

(3) 公募説明会

本実証事業に係る公募説明会を下記日程でオンライン形式にて開催いたします。応募に当たっては、公募説明会の参加は必須ではありません。

- ・開催日時:令和8年6月18日(木)15:00~16:00
- ・開催形式:オンライン
- ・内容(予定)
 - 実証事業の趣旨、応募方法等のご説明
 - 質疑応答
- ・対象者
 - 市町村担当者、本実証事業に関心がある民間事業者等
- ・参加方法
 - 市町村担当者:別途環境省からの事務連絡に記載のURLから参加
 - 民間事業者等:事前申込(メール)により参加URLを案内

※民間事業者等で参加を希望される方は、令和8年6月17日(水)12時までに、3.(5)に記載の事務局連絡先までメールにてお申し込みください。

その際、参加希望の方のご所属、氏名、電話番号、メールアドレスを明記してください。

(4) 事前相談

本事前相談は、応募に先立ち、製造・販売事業者等との連携及び外部事業者の紹介に関して実施するものです。

製造・販売事業者等との連携に関しては、その体制の構築が困難な場合には、令和8年6月26日(金)17時までに、連携先候補の探索状況や課題等を整理の上、事務局へ事前相談を行ってください。事前相談では、以下の内容を整理の上、事務局メールアドレス宛に提出してください。

- ・連携する製造・販売事業者等の候補の探索状況(アプローチ先を含む)
- ・これまでの接触・協議状況
- ・連携体制の構築が困難な理由
- ・製造・販売事業者等と連携した回収体制の構築に当たり、製造・販売事業者等に期待する役割(例:回収拠点の設置・提供、回収方法の検討への関与、回収や運営における役割分担等)

事前相談を行った場合には、状況に応じて、事務局から製造・販売事業者等の候補の紹介を行うことが可能です。ただし、紹介をもって連携体制の構築が確約されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。なお、事前相談を行った場合であっても、連携体制の構築については応募主体の責任において調整を行い、実施要件を満たしたうえで応募してください。

また、外部事業者の紹介に関しては、市町村において外部事業者の確保が困難な場合には、公

募期間中に事務局から外部事業者の紹介を行いますので、令和 8 年 6 月 26 日（金）17 時まで
事務局メールアドレス宛に紹介希望の旨をご連絡ください。

（5）応募先メールアドレス及び問い合わせ先（本実証事業事務局）
株式会社三菱総合研究所 GX 本部内
リチウムイオン電池等の回収体制構築実証事業 事務局
メールアドレス：lib-jissho@mri.co.jp

4. 選定

（1）選定方法

環境省が主催する本業務の検討会（外部有識者を含む）又はこれに準ずる審査の場において、
4.（2）で示す審査基準に照らして市町村を選定します。なお、選定過程において、応募者に追加
資料の提出又はオンラインヒアリングを依頼する場合があります。

（2）審査基準

以下の観点により、3.（1）に示した応募書類を審査します。

（イ）新規性

- ・既存事例、過年度実証事業で実施した取組との差別化が図られた提案となっているか。また、
新たな連携手法や回収方法の工夫が見られるか。

（参考 1）令和 6 年度実証事業

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/20260319_gyomuhokokusyo_01.pdf
(p.38～)

（参考 2）令和 7 年度実証事業

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/20260413_gyomuhokokusyo_01.pdf
(p. 24～)

（ロ）実効性

- ・回収したリチウムイオン電池等の適正処理を前提として、地域の実情・課題を踏まえた効果
的・効率的な連携体制（特に製造・販売事業者等との連携の実効性を含む）の組み合わせと
なっているか。
- ・住民の利便性の向上に寄与するか（利用しやすさ、回収機会の確保等）。また、住民の適切な
分別による排出への協力を促すための周知方法が十分に検討されているか。
- ・発火事故防止のための安全対策が適切に講じられているか。
- ・効果検証の内容（評価・分析にあたって取得するデータ等の項目の設定）が妥当であるか。
- ・実証期間中に取得するデータに基づき回収体制構築の検証を行うための計画が具体的に示さ
れているか。

（ハ）継続性

- ・本実証事業終了後も、回収体制を継続することが可能な計画となっているか。また、運用体
制及び費用負担の見通しが整理されているか。

（ニ）横展開可能性

- ・他市町村にも適用可能な実証事業として整理されているか。また、費用負担、適用条件や留
意点を含め、横展開に資する内容となっているか。

（3）選定結果

選定された市町村の選定結果は、令和 8 年 8 月上旬頃を目途に、個別連絡の上、環境省又は事
務局ホームページにて結果を公表する予定です。なお、選定見送りとなった応募者に対しても個
別にその旨を通知します。

(4) その他、留意事項

- ・選定後に、事業計画について環境省及び事務局と協議の上、より事業の有効性を高める観点から、実施内容、スケジュール又は経費内訳の一部変更を依頼する場合があります。
- ・応募内容が、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上はできません。
- ・選定後、市町村の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更については正当な理由がある場合を除き原則として認めません。正当な理由をもって変更を希望する場合は、環境省と協議の上、環境省が認めた場合に限り変更を可能とします。
- ・本実証事業の成果概要、効果検証結果等は、環境省又は事務局が作成する報告書、事例集、説明資料等で公表することを前提とします。成果物及び知的財産の取扱いは、外部事業者との再委任契約締結時に別途整理します。
- ・本実証事業で選定された場合は、環境省が主催する情報共有会に参加し、事例発表を行うものとします。また、検討会その他必要な会議には、必要に応じてオブザーバー又は発表者として参加していただくものとします。
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合又は実施要件を満たさないことが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。